

独立行政法人通則法第 47 条第 1 号の規定に基づく、独立行政法人日本芸術文化振興会
が取得することができる有価証券の指定について

(平成 15 年 10 月 10 日文部科学大臣通知庁文第 235 号独立行政法人日本芸術文化振興
会理事長あて)

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 47 条第 1 号の規定に基づき、独
立行政法人日本芸術文化振興会が取得できる有価証券は別紙のとおりとする。

なお、この指定は平成 15 年 10 月 1 日から適用するものとする。

別紙

独立行政法人通則法第 47 条第 1 号の規定に基づき、独立行政法人日本芸術文化振興
会が取得することができる有価証券を下記のとおり指定する。

- 1 農林中央金庫が発行する債券
- 2 商工組合中央金庫が発行する債券
- 3 長期信用銀行法(昭和 27 年法律第 187 号)に基づく長期信用銀行が発行する債
券(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和 43 年法律第 86 号)に基づき普
通銀行が発行する債券を含む)
- 4 一般担保を付して公募された社債
- 5 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立され
た外国法人の発行する債券であって、本邦通貨をもって表示されるもの